

## 掲 示

### テーマ設定技術募集方式(フィールド提供)における公募に係る資料の提出依頼について

平成17年11月11日

国土交通省大臣官房

技術総括審議官 矢部 哲

標記について、下記要領により資料を提出されたく公募する。

## 記

### 1. 公募の目的

公共事業に関連した民間等による技術の開発は、公共工事の品質の確保や安全で安心な暮らしの実現、良好な環境づくり、快適で生活コストの安い暮らしの実現において、大きな役割を担っている。民間等の分野における技術開発が促進され、優れた技術を生み出すためには、有用な新技術を公共工事等に積極的かつ円滑に導入していくことが重要である。

このようなことから、国土交通省では、平成13年度より「公共工事における技術活用システム」を運用し、有用な新技術の活用促進を図っている。

さらに本年度から、新技術の開発が促進され、良い技術が育成し、社会に還元されるスパイラルの確立を目指し再編・強化した、「公共工事等における技術活用システム（評価試行方式、テーマ設定技術募集方式（フィールド提供、推奨技術選定）」を試行的に運用する。この中のテーマ設定技術募集方式（フィールド提供）では、産学官の有識者等による新技術活用評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、具体的な現場ニーズに基づく技術テーマを設定し、技術の公募・評価を行い、画期性が高く、特に優れていると評価された技術に対し、フィールドを提供するものである。また、選定された技術については、「新技術情報システム」（以下、NETIS という。）で公表し、適用可能な直轄工事等での活用に務め、技術の普及を図ることとする。

### 2. 公募技術

#### （1）公募対象技術

公募対象とする新技術は、次のいずれかを満たすもののうち、具体的な直轄工事等の現場ニーズと合致するものとする。

- ①高度な技術であって、瑕疵発生時の修復・代替が困難なもの
- ②行政ニーズ、施策ニーズ等から、早急に試行し、その効果を確認する必要があるもの

(2) テーマ・現場条件等

別紙「公募テーマ」を参照

(3) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、“(1) 公募対象技術”で示した条件とともに、以下の条件を全て満たすこと。

- 1) 技術開発が完了し、かつ応募段階で国土交通省の直轄工事等に活用することが可能な技術であること。
- 2) 選定及び事業実施の過程において、選定に係わる者(評価委員会、事務局等)及び事業の遂行に係わる者(地方整備局、事務所等)に対して、応募技術の内容を開示することについて問題がないこと。
- 3) 応募技術を事業に活用する上で、関係する法令に適合していること。
- 4) 選定された技術について技術内容等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 6) 選定された技術については NETIS (評価試行方式) に登録するものとする。(「公共工事等における技術活用システムにおける評価試行方式」として登録済の場合は除く。)

また、選定された技術はテーマ設定技術募集方式(フィールド提供)選定技術とし、フィールドでの試行結果である事後評価を NETIS 上に公表する。

### 3. 応募資格等

(1) 応募者

- 1) 応募者は、応募技術の開発を中心となって実施し、かつ事業を実施又は製品を製造・納入する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「民間法人」とする。

なお、行政機関<sup>(\*)</sup>、特殊法人(株式会社を除く)及び公益法人(以下、「行政機関等」という。)については、新技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり選定された技術を各地方整備局の事業で活用を図る場合の実施者(請負者)になり難いことから、下記の「共同開発者」としてのみ対象とし、自ら応募者とはならない。

また、予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができる者)、第71条(一般競争に参加させることができない者)の規定に該当しない者であること。

<sup>(\*)</sup>「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- 2) 上記1)の条件を満たすものが複数存在する場合は、応募者が複数になっても差し支えない。ただし、応募技術に係わる各応募者の責任の所在が明確であること。
- 3) 応募者は、各地方整備局における「有資格者」<sup>(\*)</sup>である必要はないが、選定された技術の試行等には、「有資格者」の認定が必要となる場合がある。

(\*)「有資格者」とは、国土交通省が一般競争（指名競争を含む）に参加するものに対して、必要な審査を行い、参加資格があると認定した者を指す。

4) 応募技術の選定結果は、応募者に通知するものとする。

(2) 共同開発者

1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関し、応募者とはならないまでも参画を行った「個人」や「民間法人」、多寡に係わらず参画を行った「行政機関等」とする。

2) 申請する共同開発者には選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者として NETIS 上で公表される。

#### 4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添の「応募資料作成要領」に基づき作成し、郵送（下記郵送・問い合わせ先への書留郵便に限る。持参又は電送によるものは受付けない。）にて提出すること。

(2) 説明会の実施

説明会を以下の要領で行う予定。

1) 日 時：平成17年11月17日（木） 13時30分～14時30分

2) 場 所：東京都千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル  
大会議室（B）

3) 出席登録：会場のセッティングの都合により、11月16日（水）12時までに、(4)の問い合わせ先に F a x で出席登録を行うこと。出席登録には、会社名、出席者名、連絡先が必要となる。

4) そ の 他：説明会当日は、「応募要領」の数に限りがあるので、NETIS のホームページ

(<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.html>)

から「応募要領」をダウンロードして持参すること。

(3) 問い合わせ受付

公募テーマに関する条件等の問い合わせ受付を以下の要領で行う。

1) 期 間：平成17年11月11日（金）から平成17年11月25日（金）  
17時まで

2) 問い合わせ方法

：(4)の郵送・問い合わせ先にて、F a x でのみ受け付ける（様式自由）。

電話での問い合わせには応じないものとする。

3) そ の 他：問い合わせに関して、公募テーマの条件等の補足を公表する必要がある場合は NETIS のホームページ

(<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.html>)に掲載する。

(4) 郵送・問い合わせ先

国土交通省大臣官房技術調査課内

新技術活用評価委員会事務局（大木、村山）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

Fax 03-5253-1536

(代表) TEL 03-5253-8111 (内線 22345、22348)

## 5. 公募期間

公募期間は、平成17年11月11日（金）から平成17年12月21日（水）（当日消印有効）とする。

## 6. 技術の選定に関する事項

(1) 技術の選定に関する基本的考え方

選定にあたっては、従来の技術に比べ画期的な技術であり、それを活用することで“飛躍的な改善効果が期待できる”、“大規模な展開が期待できる(波及効果が大きい)”、“技術力に優れた企業が伸びる環境が構築される(競争的環境の構築)”、“国際貢献に資する”等の効果が期待できるものを基本として選定する。

また、行政・政策ニーズ等から早急に試行する必要性あるもの及び公共の利益に対する効果が明確であるものを選定する。

(2) 技術の選定にあたっての前提条件

- 1) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 2) 公募テーマ、公募条件、応募技術の条件等に適合していること。

(3) 技術の選定の視点

応募資料に基づき、以下の観点から総合的に技術の選定を行う。

- 1) 技術の安全性・耐久性に関して問題がないこと。
- 2) 技術の現場への適応性に関して問題がないこと。
- 3) 従来技術に比べ、画期性が高いこと。
- 4) 現場のニーズに対する活用の効果が優れていること。

## 7. 応募結果の通知・公表について

(1) 結果の通知・公表

- 1) 応募者に対して、新技術活用評価委員会の審査終了後に選定結果を文書で通知する予定である（通知時期については、時間を要することがある）。また、選定された技術は NETIS 上において、テーマ設定技術募集方式「フィールド提供」の選定技術として公表する。
- 2) NETIS（評価試行方式）に未登録の技術については、選定後に NETIS（評価試行方式）の登録手続きを行い、技術情報を NETIS 上において公表する。

(2) 事後評価結果

選定された技術について、具体的なフィールドにおいて試行を行う予定である。試行され

た結果は、事後評価として NETIS 上で公表する。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、偽りその他不正の手段により選定を受けたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他 選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## 8. その他

- (1) 資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (3) 応募された資料の差し替えは、原則認めない。
- (4) 応募された資料は返却しない。
- (5) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (6) 選定の過程において、応募技術の内容について応募者に説明を求める場合がある。
- (7) 選定された技術の試行にあたり、応募者には工事発注等でその技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合がある。
- (8) 選定された技術の試行にあたり、発注者は原則として、試行工事の実施箇所において標準的に使用される従来技術により施工した場合の標準積算額を上限として費用を算出し、対象工事の予定価格に計上するものとする。ただし、評価委員会が従来技術に比べ効果が高いと見なした場合等は、必要な費用負担を別途考慮する場合がある。
- (9) 選定された技術の応募者は、原則として試行によって行う調査に要する費用を負担するものとする。